

[議案第3号]

平成30年度事業計画（案）の承認に関する件

平成30年度の奈良県司法書士会事業計画（案）を次のとおり定めます。

平成30年5月19日

奈良県司法書士会
会長 梅 本 司

事業計画（案）

第1．総務部門関連事業

- (1) 規則等の検討・整備
規則や規程等について整備すべく見直し検討を行います。
- (2) 会館における会員の利便性への改善
研修事業や相談事業等の拠点として、会員の皆様がより利用しやすい会館づくりを進めています。
- (3) 非司法書士対策
総務部・非司法書士対策委員会を中心に非司法書士行為を排除するための対策を行います。
- (4) その他
 - ① 苦情、懲戒請求及び紛議調停申立について適切に対応致します。
 - ② 新入会員の登録事務等について適切に対応致します。
 - ③ 通達や法改正等の対応を適切に行います。
 - ④ 日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会と連携した活動を行います。
 - ⑤ 奈良県専門士業連絡協議会の活動を行います。
 - ⑥ その他の関係機関との連携を行います。

第2. 企画部門関連事業

1. 研修事業

(1) 会員研修事業

昨今の法改正、登記制度改革などの社会情勢の変化に伴い、我々司法書士は、高い見識、倫理観と高度な実務スキルを求められるようになってきていると考えています。

今年度も昨年度の方針を継続し、倫理研修も含めた、多方面・全方位的に種々の研修会を企画、開催したいと考えております。

また、日本司法書士会連合会から講師派遣を受けられる研修については、予算内でできるだけ多く開催したいと考えております。様々なチャンネルを利用して講師をお招きし、多様な研修を開催したいと考えています。

(2) 研修単位不足またはゼロ単位の会員への取り組み

研修の義務化への対応も見据えて、多年度にわたって取得研修単位数が不足している又は未取得の会員には、注意を促すなどの対応について、より一層の検討をしていく予定です。年間12単位の研修単位をより多くの会員が取得できるよう以下のとおり努めます。

- ① 北・南各支部、(公社)成年後見センター・リーガルサポート奈良支部、奈良青年司法書士会等他団体と連携し、研修の共催をしていく。
- ② 本会会館多目的ホール以外での研修会を開催する。
- ③ 日本司法書士会連合会の同時配信研修の開催地として応募し、リアルタイムで最新の研修を開催できるよう努める。
- ④ 日本司法書士会連合会のEラーニングや近畿司法書士会連合会の映像配信システムの利用を促進し、会員個人での研修受講の普及に努める。

(3) 新入会員研修プログラムの実施について

近年は、奈良県司法書士会として独自の新人研修会は実施できていない状況ではありますが、新入会員についても、開業の直後から高度な実務スキルが求められるようになってきているのは上述のとおりであります。そこで、日本司法書士会連合会が実施する新入会員研修プログラムの実施について検討をしていきたいと考えています。

2. 広報事業

(1) 市町村広報の活用

各種相談会やイベントの告知について、広く一般市民の多くが目にする市政だより等の市町村広報誌への掲載依頼を今年度も引き続き行います。

(2) ホームページ

ホームページは、一般市民がアクセスした場合に本会に興味を持って貰えるような充実したコンテンツや内容にし、トピックスを活用して本会事業の告知を行います。また、ホームページをご覧になれる利用者の視点から、より利便性の高いコンテンツとなるよう見直しを行ってまいります。

(3) タウンページ

タウンページへ引き続き広告を掲載します。

(4) メディアを利用した広報

① テレビ・ラジオを利用した広報

今年度も、近畿司法書士会連合会を契約主体とした関西キー局のテレビ・ラジオを使ったCMを継続して行います。

② 報道各社を利用した広報

各種相談会、法律教室、一日司法書士等のイベントについて、一般市民に会の活動を知ってもらうために、報道各社に対し積極的にプレスリリースを行います。

③ 市町村広報誌を利用した広報

県民だより等の市町村広報誌における公告スペースを使って、司法書士の制度広報などを行う予定です。

(5) ポスター・チラシ・パンフレットを利用した広報

各種相談会・イベント等の開催に合わせ、その都度告知用ポスター・チラシ・パンフレットを作成し、関連各所へ配布します。

(6) 内部広報について

会員通信への掲載等をとおして、会員の皆さまに有益な情報をお届けする予定です。

3. 市民支援事業

(1) 法教育推進事業

① 中学校・高等学校の法律講座の実施

中学生・高校生を対象とした法律講座を実施します。特別支援学校を含む5校での実施をめざします。講座を案内する文書の発送に際してはその宛先に効果的な担当者を選定して、適切な時期に行うようにします。

② 教職員を対象とした法律講座の実施

法教育・消費者教育に必要な知識を身につけていただき、授業づくりのお手伝いを目的とし、教職員の方を対象とした法律講座を引き続き実施します。

- ③ 高校生の一司法書士
前年度に引き続き、高校生の一司法書士を開催します。
- ④ 親子法律教室
前年度に引き続き、親子法律教室を奈良県内で開催します。
- ⑤ 教材の開発
教材については、引き続き独自の教材開発に積極的に取り組んでいきます。
近畿司法書士会連合会の募集する教材バンクに当会開発の教材を提供します。
- ⑥ 講師名簿の検討
会員より広く講師候補者を募集し、講師名簿を整備する制度について、引き続き検討していきます。
- ⑦ ホームページの充実
本事業の内部・外部広報として、ホームページを充実させていきます。

(2) 成年後見事業

今年度は、(公社)成年後見センター・リーガルサポート奈良支部と連携して、成年後見制度利用促進事業等の成年後見制度の普及や同制度を必要とする市民の支援に繋がるような事業を実施します。

(3) その他事業

多重債務問題や貧困問題、高齢者問題等、県下の関係各機関等との連携を深めることにより、司法書士が県内の法的支援の受け皿になることを目指して常に情報収集し、必要に応じて事業を開催します。

4. 空家等対策事業

平成30年度の事業計画は以下のとおりです。

- (1) 空家等相続人調査について、一般会員を対象とした受託予定者名簿の作成
- (2) 「空き家・所有者所在不明土地問題」に関する会員研修会の開催
- (3) 「空き家・所有者所在不明土地問題」に関する自治体職員研修会への講師派遣
- (4) 空家等相続人調査・相談会への相談員派遣
- (5) 協定締結未了自治体への協定締結の働きかけ

- (6) 本会担当事業部との連携強化と委員会分掌の移譲に向けての取組み
- (7) 「空き家・所有者所在不明土地問題」対応についての自治体等対外広報活動
- (8) 「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」採択自治体への助言、指導および当該自治体登録事業者向け指導監督等
- (9) 各自治体「空家等対策事業連絡協議会」への委員派遣

平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家法」）が完全施行されて3年を経過し、県内自治体の空家等対策事業への取組みも本格化してきました。今年度は、司法書士にとっての空家等対策の基本である「相続人調査」「相続登記促進活動」を継続・拡大するとともに、空き家対策事業の先駆的事业モデルと言える「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」による、いわゆる「プラットホーム」への関わりなどを通じて、空き家予防に向けた取組みを強化していく予定です。

また、自治体の空家等対策事業の進捗にも格差が見られるようになってきており、積極的に展開している自治体については、行政代執行、略式代執行などの解決手法を取り入れることを検討する段階に入りつつあります。これまで以上に司法書士の実務ノウハウを提供すべき場面が増加することが予想されることから、空き家調査、予防だけではなく、解決レベルでの司法書士の有用性をアピールし、県内自治体との連携を図りつつ、自治体空家等対策事業に積極的に貢献してまいります。

第3. 相談事業

- (1) 定例相談会の開催及び相談員派遣
従来から開催している定例相談会を引き続き開催もしくは相談員の派遣を行います。
 - ①本会主催
相談センター（当番相談）、大和郡山市役所
 - ②自治体等主催相談会への相談員派遣
奈良市役所、天理市役所、桜井市役所、橿原市役所
大和高田市社会福祉協議会
香芝市社会福祉協議会
 - ③日本司法書士会連合会主催
司法書士電話相談センター（法テラス）
 - ④生駒市社会福祉協議会共催

家計相談会

(2) 臨時相談会の開催及び相談員派遣

例年開催している下記の相談会等を各種団体の要請等必要に応じて開催もしくは相談員の派遣を行います。

- ①相続登記相談会
- ②法務局休日相談会
- ③行政評価事務所なんでも相談会
- ④その他

(3) 司法過疎地巡回相談会の開催

南部及び東部山間地等の司法過疎地での巡回相談会の開催を検討しています。

(4) 相談事業についての検討及び改廃

相談事業について、相談需要、広報効果、相談員の負担、自治体等との関係、他事業との関係、助成金の有無などをもとに検討して、次年度以降の相談会の改廃を行います。